

(案の1)

閣 郵 委 第 1 号 の 1
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

金融庁長官
栗田 照久 殿

郵政民営化委員会
委員長 山内 弘隆

郵政民営化法第 110 条第 1 項第 5 号の規定に基づく政令案について（意見）

令和 6 年 1 月 15 日付け金企市第 5 号・総情貯第 5 号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

(案の2)

閣 郵 委 第 1 号 の 2
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

総務大臣
松本 剛明 殿

郵政民営化委員会
委員長 山内 弘隆

郵政民営化法第 110 条第 1 項第 5 号の規定に基づく政令案について (意見)

令和 6 年 1 月 15 日付け金企市第 5 号・総情貯第 5 号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。